

令和 7 年 1 2 月 2 8 日 執行

土 庄 町 長 選 挙

選挙公営（公費負担）の手引き

土庄町選挙管理委員会

はじめに

この手引は、土庄町長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の選挙公営（公費負担）を受ける場合の手続きについて記述したものです。

なお、この手引では法令等の用語について、次のように略語を使用しておりますので、ご注意ください。

（凡 例）

法　：公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

条例：土庄町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 4 年土庄町条例第 23 号）

規程：土庄町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（令和 4 年土庄町選挙管理委員会規程第 1 号）

目 次

第1章 公費負担制度の概要

1 選挙公営（公費負担）制度とは	1
2 選挙公営の種類	1
3 対象となる候補者	1
4 公費負担の限度額	2
5 諸手続	4
【1】契約締結と契約届出	4
【2】確認申請	4
【3】使用証明書・作成証明書の交付	5
【4】費用の請求	5
【5】事前審査・各種届出書類の提出日時	6

第2章 公費負担の手続

● 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー）	7
● 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）	9
● 選挙運動用自動車の使用（燃料代）	11
● 選挙運動用自動車の使用（運転手）	13
● 選挙運動用ビラの作成	15
● 選挙運動用ポスターの作成	17

《参考資料》

選挙運動費用の公費負担制度（選挙公営）Q & A	20
--------------------------	----

第1章 公費負担制度の概要

1 選挙公営（公費負担）制度とは

この制度は、土庄町長選挙及び土庄町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、土庄町が各契約業者等に直接その費用の支払いをするものです。

なお、上限額を上回る部分については、候補者が負担しなければなりません。

2 選挙公営の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、条例及び法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

これらのほか、選挙運動用の通常葉書が指定郵便局から交付されます。

3 対象者となる候補者

選挙公営制度において、土庄町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

●町長選挙 供託物没収点＝有効投票の総数×1/10

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

選挙公営の対象			選挙公営の限度額	
1	一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (1日1台に限る)	各日について、64,500 円 5日間合計 322,500 円	
2 その他の契約	ア 自動車借入 契約(レンタル)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (1日1台に限る)	各日について 16,100 円 5日間合計 80,500 円	①契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該業務を業として行う場合に限る ②選挙運動期間中に1(一般運送契約)を選択した日は2(その他の契約)の計算では選挙運動の日数から除く ③イ燃料供給の契約は、5日間合計金額で限度額を判断する
	イ 燃料供給 の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (確認を受けた金額)	7,700 円×選挙運動の日数 5日間合計 38,500 円	
	ウ 運転手の 雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (1日1人に限る)	各日について 12,500 円 5日間合計 62,500 円	
	計		181,500 円	

※1の契約と2の契約は、どちらか選択となります。

※選挙が無投票となった場合は、届出日(告示日)1日のみが対象になります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	8 円 38 銭・・・①	【町長】5,000 枚・・・②

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

※土庄町選挙管理委員会が交付した証紙を貼った2種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用のうち、1枚あたりの単価限度額と作成限度枚数により算出されるビラ作成費用限度額の範囲内で公費負担をします。

※規格等：長さ29.7cm、幅21.0cm(A4版)以内

※頒布の方法：新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所

【例1】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を45,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、45,000 円÷5,000 枚=9 円 00 銭になります。
この場合は、作成単価が上限を超えているため、
8 円 38 銭×5,000 枚=41,900 円が公費負担の対象となります。
この額を超える分3,100 円は候補者の負担となります。

【例 2】町長選挙運動用ビラ 5,000 枚の作成を 35,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $35,000 \text{ 円} \div 5,000 \text{ 枚} = 7 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}$ になります。
- この場合は、作成単価は上限以下ですので
 $7 \text{ 円 } 00 \text{ 銭} \times 5,000 \text{ 枚} = \underline{35,000 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) $\times$ (作成枚数と②の少ない方の枚数)	$(586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times 125 \text{ 箇所} + 316,250 \text{ 円})$ $\div 125 \text{ 箇所 (ポスター掲示場数)}$ $= 3,117 \text{ 円} \dots \text{①}$	$125 \text{ 枚} \dots \text{②}$ (ポスター掲示場数)

【例 1】町長選挙運動用ポスター130 枚の作成を 455,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $455,000 \text{ 円} \div 130 \text{ 枚} = 3,500 \text{ 円}$ になります。
- この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、
 $3,117 \text{ 円} \times 125 \text{ 枚} = \underline{389,625 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。
 この額を超える分 65,375 円は候補者の負担となります。

【例 2】町長選挙運動用ポスター130 枚の作成を 390,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $390,000 \text{ 円} \div 130 \text{ 枚} = 3,000 \text{ 円}$ になります。
- この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、
 $3,000 \text{ 円} \times 125 \text{ 枚} = \underline{375,000 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。
 残りの 5 枚分 15,000 円は候補者の負担となります。

5 諸手続

【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、**各業者等と有償契約を締結**し、その旨を土庄町選挙管理委員会に届けなければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象になりません。

- (1) 届 出 先 土庄町選挙管理委員会
- (2) 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出時
 契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 各業者等との契約書の写し

◆注 意

- ※ 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約」については、①自動車の借入、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- ※ 契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。
- ※ 届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑を使用する場合は契約書に押印した印鑑を使用してください。

【2】確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合、確認申請が必要です。

- (1) 確認申請が必要なもの
 - ・選挙運動用自動車の燃料代・・・金額の制限範囲内であることの確認
 - ・選挙運動用ビラの作成・・・作成限度枚数の確認
 - ・選挙運動用ポスターの作成・・・作成限度枚数（掲示場数）の確認
- (2) 確認申請の方法
 - ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
 - ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
 - ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参をしてください。
- (3) 確認申請書の提出先
土庄町淵崎甲1400番地2
土庄町選挙管理委員会（電話 0879-62-7000）
- (4) 確認書の交付
 - ・申請に基づき、土庄町選挙管理委員会から確認書を交付します。
 - ・交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
 - ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に、請求書に添付する必要があります。

【3】使用証明書・作成証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用証明書」又は「作成証明書」を作成し、契約業者等に交付（１部）しなければなりません。

なお、この「使用証明書」又は「作成証明書」は、契約業者等が土庄町へ代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、土庄町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

（１）請求する際に必要な提出書類

区 分			必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー)		①選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 7 号】 ②請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 1 1 号】 ③請求内訳書【別紙 1】
	上記以外の契約による場合	自動車の借入れ	①選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 7 号】 ②請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 1 1 号】 ③請求内訳書【別紙 2】
		燃料代	①選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 5 号】 ②選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第 8 号】 ＋給油伝票の写し添付（給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの） ③請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 1 1 号】 ④請求内訳書【別紙 3】
		運転手の報酬	①選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第 9 号】 ②請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 1 1 号】 ③請求内訳書【別紙 4】
選挙運動用ビラの作成			①選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 6 号】 ②選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 1 0 号】 ③請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第 1 2 号】 ④請求内訳書【別紙】
選挙運動用ポスターの作成			①選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 6 号の 2】 ②選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 1 0 号の 2】 ③請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第 1 3 号】 ④請求内訳書【別紙】

(2) 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込で行いますので振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合があります。

(3) 請求書の提出先

土庄町淵崎甲1400番地2

土庄町選挙管理委員会（電話0879-62-7000）

(4) 請求書提出期限

請求書は必要な添付書類を揃えて、令和8年1月12日（月）までに提出してください。

【5】事前審査・各種届出書類の提出日時

(1) 選挙公営関係書類の事前審査

各種契約届出書及び確認申請については、事前審査を行いますので、立候補届出事前審査（12月19日（金）まで）の際、併せてお持ちください。

(2) 各種届出書類の提出日

契約が立候補届出の前の場合は、12月23日（火）の立候補届受付の際に併せて提出してください。

契約が立候補届出の後の場合は、契約締結後直ちに土庄町選挙管理委員会に提出してください。

燃料供給、ビラ作成、ポスター作成の確認書については、土庄町選挙管理委員会で作成後送付します。

第2章 公費負担の手続

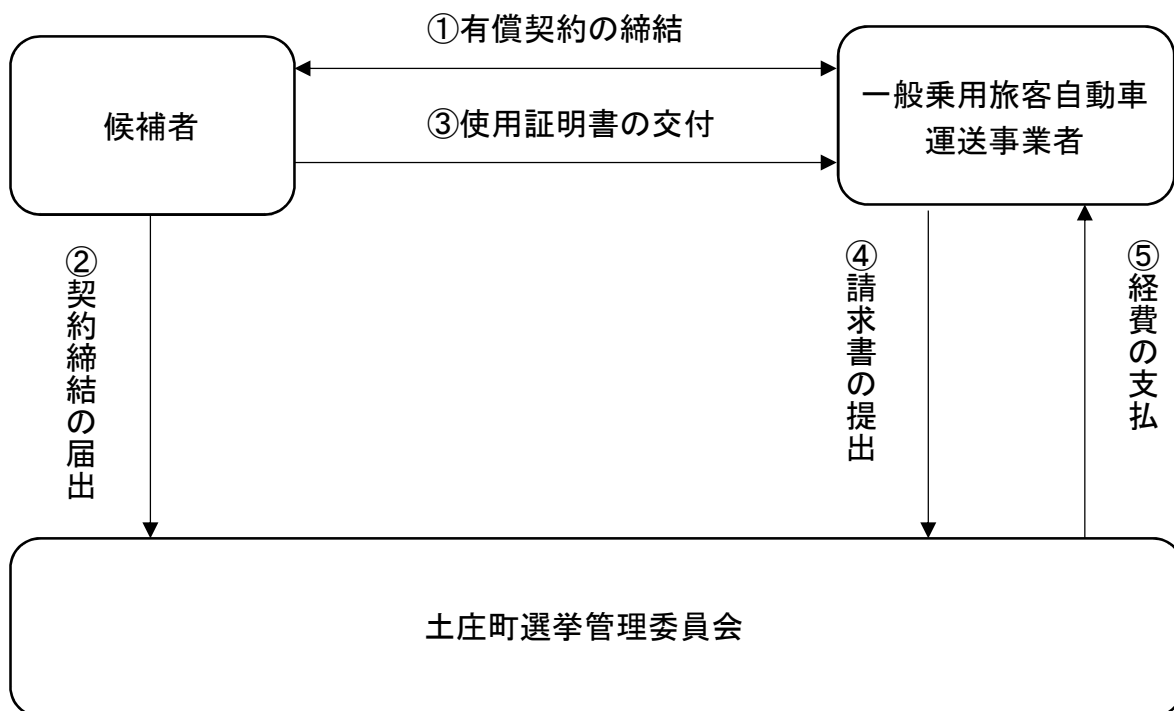
選挙運動用自動車の使用（ハイヤー）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□土庄町選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求時	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号（その1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書【（別紙）その1】	

手続きのイメージ



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第 1 0 号(その 1)】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第 1 3 号】 請求内訳書【(別紙) その 1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は土庄町長へ④の請求をすることはできません。
- 2 土庄町長に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

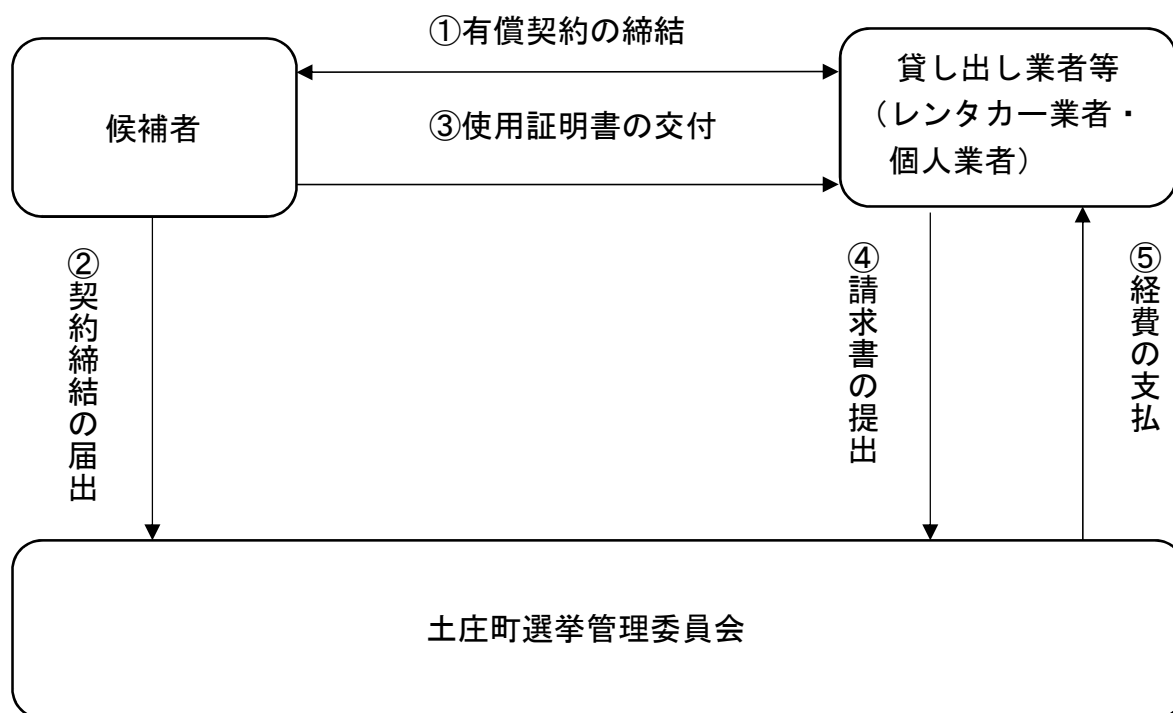
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

- 個別契約 -

□土庄町選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求時	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号（その1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書【（別紙）その2】	

手続きのイメージ



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と貸出業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒貸出業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第 1 0 号(その 1)】	
④	請求書の提出 (貸出業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第 1 3 号】 請求内訳書【(別紙) その 2】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒貸出業者等)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、貸出業者等は土庄町長へ④の請求をすることはできません。
- 2 土庄町長に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（燃料代）

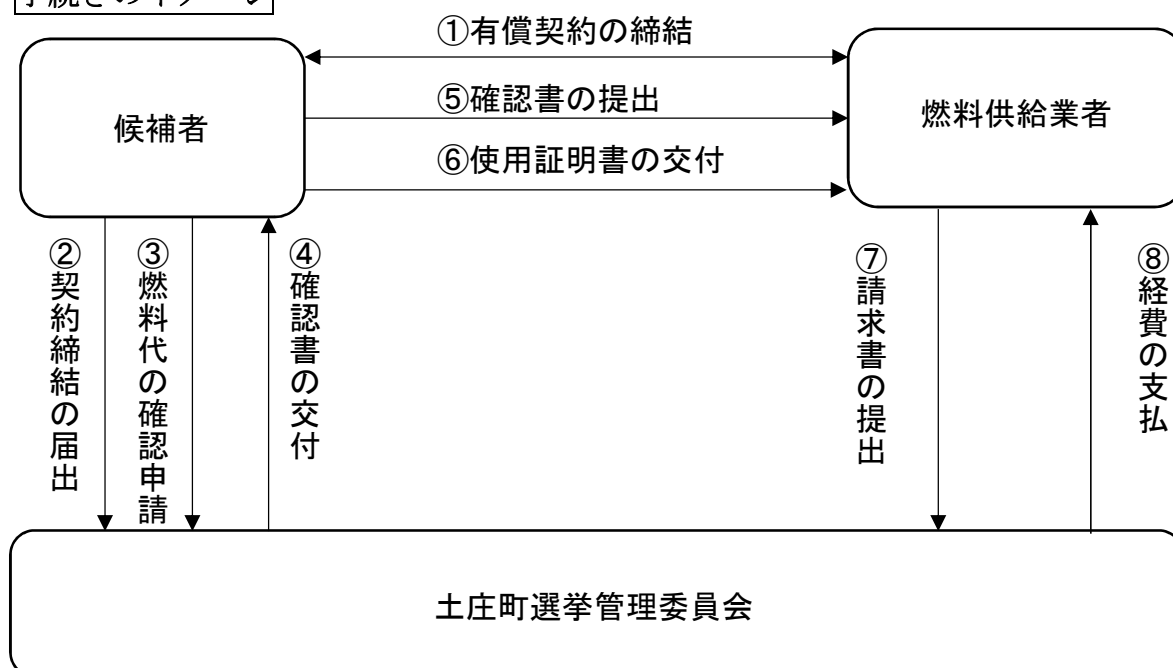
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

- 個別契約 -

□土庄町選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
請求時	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第10号（その2）】	
	給油伝票の写し （給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの）	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書【（別紙）その3】	

手続きのイメージ



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号(その2)】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書 【(別紙)その3】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は土庄町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 土庄町長に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。

●「給油伝票の写し」について

・次に掲げる事項が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し

ア 燃料の供給を受けた日付

イ 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字

ウ 燃料供給量

エ 燃料供給金額

例の給油伝票の場合、必要事項のうちイ及びウが記載されていません。このような場合は、右の給油伝票の のように、不足事項（イ及びウ）を給油係員に書き足してもらい、併せて確認日付並びに係員の証明（例えば署名）をもらってください。

例	〇〇石油 燃料供給日 〇月×日 ア レギュラー 160円/ℓ 金額 6,400円 エ 車両番号 56-78 イ 総供給量 40.00リットル ウ 令和〇年〇月〇日 確認 係員 土淵 太郎
---	--

選挙運動用自動車の使用（運転手）

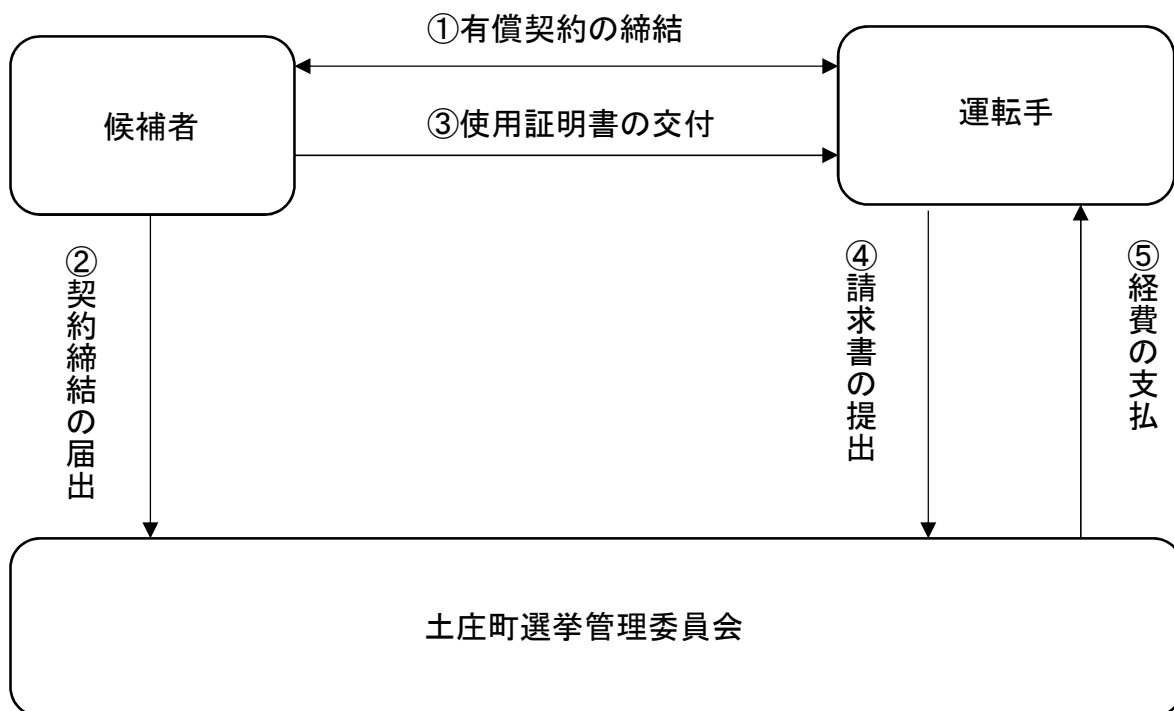
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

- 個別契約 -

□土庄町選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求時	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第10号（その3）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書【（別紙）その4】	

手続きのイメージ



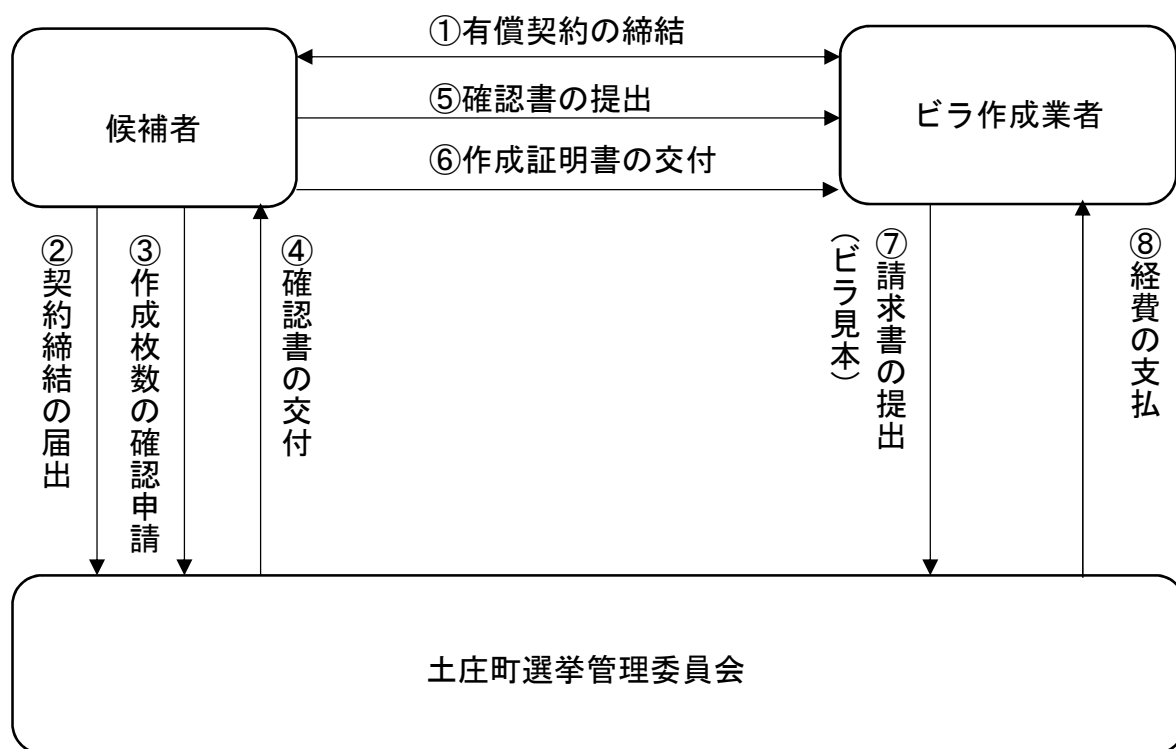
順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第 1 0 号 (その 3)】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【様式第 1 3 号】 請求内訳書 【(別紙) その 4】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は土庄町長へ④の請求をすることはできません。
- 2 土庄町長に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	
	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
請求時	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第14号】	
	作成した選挙運動用ビラ（見本）	
	請求内訳書【別紙】	



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第 2 号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 5 号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第 8 号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第 1 1 号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書 (選挙運動用ビラの作成) 【様式第 1 4 号】 請求内訳書 【別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書 作成した選挙運動用ビラ (見本)
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。
- 2 土庄町長に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。

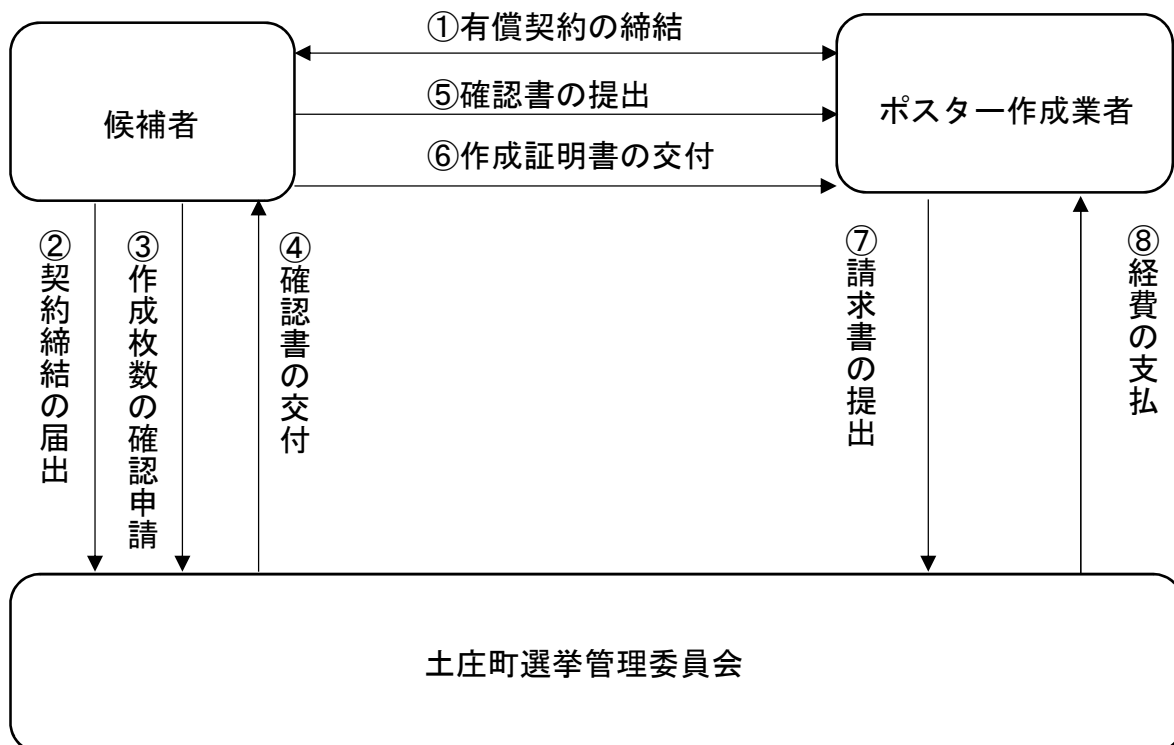
●作成枚数の限度について(法第 142 条第 1 項第 7 号)

- ・町選管に届け出た 2 種類以内のビラ
限度枚数 町長 5, 0 0 0 枚

選挙運動用ポスターの作成

□土庄町選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名	チェック
届出時	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	
	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
請求時	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第12号】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第15号】	
	請求内訳書【別紙】	



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第 3 号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第 6 号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第 9 号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第 1 2 号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書 (選挙運動用ポスターの作成) 【様式第 1 5 号】 請求内訳書 【別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は土庄町長へ⑦の請求をすることはできません。
- 2 土庄町長に対する上記の請求については、町選挙管理委員会で受け付けます。

●作成単価及び枚数の公費負担限度について(条例第 11 条)

ア 作成単価の限度

586 円 88 銭にポスター掲示場数(125 か所)を乗じて得た金額に 316,250 円を加えた金額をポスター掲示場数(125 か所)で除した金額

$$\text{○計算式} \quad \frac{(586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 } 125 \text{ か所} + 316,250 \text{ 円})}{\text{ポスター掲示場数 } 125 \text{ か所}} = 3,116.88 \text{ 円}$$

※ 1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする

→ 単価限度 1 枚あたり 3,117 円

イ 作成枚数の限度

限度枚数 1 2 5 枚 (ポスター掲示場数と同じ)

《参考資料》

選挙運動費用の公費負担制度（選挙公営）

Q & A

〈 1 共通 〉

Q1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものですか？

A 1 次の①～③の費用が公費負担の対象となります。
ただし、供託金を没収された候補者は、公費負担を受けることができません。

①選挙運動用自動車の使用

(A) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約に基づく場合（運転手雇用、燃料代を含む一括契約）

◆自動車の一括契約に係る費用

(B) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約に基づかない場合（個別に契約する場合）

◆自動車の借入費用（レンタカー契約）

◆自動車の燃料代

◆運転手の雇用費用

※ (A) と (B) の併用はできません。

②選挙運動用ビラの作成

③選挙運動用ポスターの作成

Q2 契約の締結に当たって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題はありますか？

A 2 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q3 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 3 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q4 使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、町選管に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A 4 それぞれの契約履行後に行ってください。

使用(作成)証明書は、いずれも実績に基づき使用(作成)されるものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q5 公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいですか？

A 5 届出書類に誤り等がある場合は、直ちにその旨を**町選挙管理委員会**に届け出てください。

Q6 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか？

A 6 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズとなります。

なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票(写し)の添付が義務付けられているため、必ず保管してください。

Q7 町選挙管理委員会に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？

A 7 町選挙管理委員会に提出した公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象となります。(印影など一部非開示部分あり)

Q8 公費負担された経費は、収支報告書にはどのように記載すべきですか？

A 8 公費負担に係る収支報告書への記載は、次のようになります。

●選挙運動用自動車の借入れ、燃料代、運転手に係る経費

→記載不要。公費負担の有無にかかわらず選挙運動費用に算入されません。公費負担額を収入へ記載する必要もありません。

なお、選挙運動用自動車の無償貸与、運転業務の無償提供を受けた場合は、「収入の部」に記載する必要があります。

●公費負担の対象にならない車両の看板、スピーカー等の設備に係る経費

→記載必要。選挙運動費用に算入されます。

●ポスター、ビラの印刷費

→記載必要。公費負担の有無にかかわらず選挙運動費用に算入されます。「支出の部」に記載し、「備考」及び「支出のうち公費負担相当額」に公費負担相当額を記載してください。

公費負担額は収入へ記載する必要はありません。

●選挙運動用ハガキの郵送料

→記載不要。選挙運動費用に算入されません。

〈 2 自動車の借入れ 〉

Q1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A 1 主として選挙運動のために使用され、町選挙管理委員会が交付する表示を掲示した車両です。候補者一人につき1台です。

Q2 選挙運動用自動車として2台借りることができますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A 2 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 3 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台のみ分です。

Q4 レンタカー業者に選挙運動用の看板やスピーカーを取り付けてもらい、看板費用も含めてレンタルした場合、この代金はすべて公費負担の対象となりますか？

A 4 車両本体のみが公費負担の対象であるため、看板費用、スピーカーなどの付帯料金は対象となりません。
車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。
契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要となります。

Q5 レンタカー業者からスピーカーを備えた車両を借りた場合、レンタル代金はすべて公費負担の対象となりますか？

A 5 公費負担の対象は、車両のレンタル代金に限られ、スピーカーの借入れや、その設置に要した費用は、公費負担の対象になりません。スピーカーを備えた車両を借りた場合は、当該レンタル代金からスピーカーに係る料金を差し引いた金額が公費負担の対象となります。

Q6 レンタカーの基本料金のほかに、貸渡代金に含まれている引取配車料や燃料補給手数料は公費負担になりますか？

A 6 公費負担の対象は、車両のレンタル代金に限られます。引取配車料や燃料補給手数料は、公費負担の対象となりません。

Q7 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A 7 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。
※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q8 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A 8 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。
選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。
公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q9 月額契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。

A 9 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約に当たっては、1日当たりの借入金額を当事者で明確にして、契約する必要があります。
また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。
しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q10 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A10 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次の①及び②に該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

- ① 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）
- ② ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手の雇用、燃料代を一括で契約）

したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q11 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

A11 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q12 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

A12 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

〈 3 燃料の供給 〉

Q1 選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて、公費負担の対象となりますか？

A 1 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。
ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700 円に選挙運動期間の日数 5 日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額になります。

Q2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A 2 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

Q3 2社のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

A 3 請求できます。
ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが、前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額などの記録はどのようにすればよいですか？

A 4 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。
なお、給油伝票には、①給油日 ②給油量 ③登録番号（ナンバー） ④給油金額が記録されていることが必要です。
給油伝票に不足事項がある場合は、給油係員に書き足してもらい、併せて確認日付並びに係員の証明（例えば署名）をもらう等の対応が必要です。

Q5 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となりますか？

A 5 公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象になりません。

〈 4 運転手の雇用 〉

Q1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A 1 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。
契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q2 選挙運動期間以外の期間を含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A 2 選挙期間中の運転のみが公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません

Q3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

【例】選挙運動期間 12月23日～12月27日(5日間)

- ・Aさん 12月23日～12月25日の3日間で運転契約
- ・Bさん 12月26日～12月27日の2日間で運転契約

A 3 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。(同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。)

Q4 同一日に2人が運転した場合、公費負担はどのようにになりますか？

A 4 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q5 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となりますか？

A 5 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q6 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象となりますか？

A 6 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象となりません。

Q7 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか？

A 7 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用契約について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象となりません。

※親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいいます。

〈 5 選挙運動用ビラの作成 〉

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラとはどのようなビラですか？

A 1 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法

第142条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図書は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。

(1)～(6)略

(7) 町村の選挙にあっては、長の選挙の場合は、候補者1人について、通常葉書 2,500 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 5,000 枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 800 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1,600 枚

Q2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

- A 2
- ・枚数……町長選挙 5,000 枚以内
 - ・種類……2種類以内
 - ・規格……長さ29.7cm × 幅21cm（A4版以内）両面印刷が可能
 - ・記載内容……特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません。
 - ・証紙貼付……頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

A 3 次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折込による頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

※ポスティングによる頒布は出来ません。

Q4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 4 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において判断ください。

〈 6 選挙運動用ポスターの作成 〉

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A 1 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

(1)～(4)略

(5) 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿搭載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。

Q2 選挙運動用ポスターには規格など制約がありますか？

A 2 ・掲示場所……町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場（125 か所）の1 か所につき1 枚掲示できます。

・規 格……長さ4 2 cm × 幅3 0 cm以内

・記載内容……ポスターの表面に、ポスターを使用する候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載すること、また、併せて掲示責任者と印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければなりません。そのほか、公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示するポスターには、他人若しくは他の政党等の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、品位を損なう内容を記載してはなりません。なお、ポスター掲示場に掲示したポスター等において、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100 万円以下の罰金に処せられます。

Q3 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A 3 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります（金額、作成枚数に上限があります）。

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q4 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか？

A 4 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q5 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 5 例えば、同様のデザインでポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q6 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A 6 この場合、全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。

公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

(例)

①限度枚数	1 2 5 枚	②限度単価	3, 1 1 7 円
③作成枚数	1 3 0 枚	④実際の作成単価	2, 8 0 0 円

★計算方法

- ・(公費負担の対象枚数) ⇒ 枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較
①または③の少ない方 ⇒ 1 2 5 枚(A)

【正しい計算方法】

- ・(公費負担の対象単価) ⇒ 単価について、条例の限度と実際の単価を比較
②または④の少ない方 ⇒ 2, 8 0 0 円(B)
- ・(公費負担額) ⇒ 枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。

$$\begin{array}{ccccc} \text{(A)} & & \text{(B)} & & \\ 1\ 2\ 5\ \text{枚} & \times & 2, 8\ 0\ 0\ \text{円} & = & \underline{3\ 5\ 0, 0\ 0\ 0\ \text{円}} \quad (\text{正しい請求金額}) \end{array}$$

【誤った計算方法】

- ・「限度額（１２５枚）×限度単価（３，１１７円）」で算出される額
『３８９，６２５円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数③と実際の作成単価④を掛け合わせて算出した。

$$\begin{array}{ccccccc} \textcircled{3} & & & \textcircled{4} & & & \\ 130 \text{ 枚} & \times & 2,800 \text{ 円} & = & \underline{\underline{364,000 \text{ 円}}} & (\text{誤った請求金額}) \end{array}$$